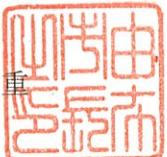


由布院サテライトオフィス利活用企業等誘致推進事業に係る
プロポーザル参加事業者の公募について

由布院サテライトオフィス利活用企業等誘致推進事業に係るプロポーザル参加事業者を、次のとおり公募します。

令和4年3月29日

由布市長 相馬尊重



1. 事業目的

コロナ禍における「新たな生活様式」として拡大している、テレワーク等の推進及び、由布市への企業誘致促進を目的として市が整備中の「由布院サテライトオフィス」（仮称）を利用した企業誘致推進事業。

2. 事業概要

- (1) 事業名 由布院サテライトオフィス利活用企業等誘致推進事業
- (2) 内容 由布院サテライトオフィス利活用企業等誘致推進事業募集要領のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から1年間以降隨時更新（最低3年間を想定）

3. 参加資格

参加企業（単独企業又は複数の企業により構成されるグループをいう。）で、本事業を実施することができるものとする。複数の企業により構成されるグループについては、構成する企業（以下「構成企業」という。）のうちから代表企業を定めるものとし、代表企業が応募及び契約を含めた事業に必要な諸手続を行うこととする。

また、参加企業は、次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 参加企業はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 次に掲げる団体でないこと。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ・代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - ・団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

- (5) 他の参加企業の構成企業でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4. 参加資格の審査

- (1) プロポーザルへの参加を表明しようとする者（以下「提出者」という。）は、参加申込書（様式第2号）を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (3) 参加資格の審査結果通知は、令和4年4月12日（火）頃までに通知する。参加資格がないと認められた者には、その旨を別途文書にて通知する。

5. 手続き

(1) 担当部局

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番（本庁舎 本館 2階）
由布市 総合政策課
電話番号：097-582-1111（内線 1242）

(2) 現地確認

応募にあたり、現地確認を希望される場合は、FAX 又は電子メールで事前に御連絡ください。日程調整のうえ別途御案内します

(3) 参加申込書の提出（様式第2号）

提出期限：令和4年 4月 8日（金）17時まで（必着）
提出場所：（1）同じ
提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
提出部数：1部

6. その他

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。